

IFRS コア・ツール

2024年3月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点
(2024年3月31日時点で公表されているすべての基準書及び解釈指針書を含む)

IFRS アップデート



EY

Building a better
working world

目次

はじめに	2
セクション1: 2024年3月31日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書.....	5
強制適用日の一覧	5
国際的な税制改革－第2の柱モデルルール－IAS第12号の改訂	6
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項(コベナント条項)付非流動負債－IAS第1号の改訂	7
セール・アンド・リースバックにおけるリース負債－IFRS第16号の改訂	8
開示: サプライヤー・ファイナンス契約－IAS第7号及びIFRS第7号の改訂	8
交換可能性の欠如－IAS第21号の改訂	9
投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出 －IFRS第10号及びIAS第28号の改訂	9
セクション 2: IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定(2023年1月1日以降)	10
セクション 3: IASB作業計画.....	11
セクション 4: EYの出版物、ビデオ及びポッドキャスト	13

はじめに

IFRS に準拠して財務諸表を作成している企業は、新たに公表される基準書や解釈指針書に継続的に対応していくことが求められます。IFRS の改訂は、IFRS の基本原則に関する重要な改訂から年次改善プロセスに含まれるような比較的軽微な改訂まで多岐にわたり、結果として、認識及び測定から表示及び開示に至る、さまざまな会計分野に影響を及ぼすことになります。

こうした改訂による影響は、会計の領域にとどまらず、たとえば多くの企業のシステムに影響を及ぼす可能性があり、さらに共同契約の設計や取引の形態などのような、事業における意思決定に影響を及ぼすことも考えられます。

したがって、財務諸表の作成者はこれらの今後の動向を常に把握しておく必要があります。

本書の目的

本書は4つのセクションから成り立っています。

セクション1では、2024年3月31日時点で国際会計基準審議会（以下、IASB）及びIFRS解釈指針委員会（以下、解釈指針委員会）により公表されており、2024年3月31日以後終了する会計年度において初めて適用されることになる新規、改訂基準書及び解釈指針書について、その概要を説明しています。経過措置が定められている場合にはその内容を概説するとともに、それらの改訂が企業の財務諸表にどのような影響を及ぼすのかについても簡単に触れています。

セクション1の冒頭では、期末日が各月末であった場合の、新規基準書等の強制適用日をまとめた表を掲載しています。この表では、これらの基準書及び解釈指針書は、発効日順に記載されていますが、その多くは早期適用が認められています。

すでに公表されているが未だ適用されていない基準書又は解釈指針書については、IAS第8号に従い、これら改訂の当初適用時に財務諸表に生じ得る影響を理解するために役立つように、既知又は合理的に見積可能な情報を開示すること、又は開示しないのであればその理由を示すことのいずれかが求められます。**セクション1**の冒頭の表は、この開示規定の範囲に含まれる新規基準書等を特定するために役立ちます。

セクション2は、2023年1月1日以降IFRICアップデート¹にて公表されたアジェンダ決定の要旨をまとめたものです。2023年1月1日前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRSアップデート」をご参照ください。これらのアジェンダ決定には、解釈指針委員会が、その論点に関し既に適切なガイダンスが提供されているとして、現行の基準書又は解釈指針書に言及しているものがあります。これらのアジェンダ決定は、IFRSを適用する際に参考になり、IAS第8号第12項に述べられている「その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行」に該当します。IFRSは、アジェンダ決定に含まれる説明的資料を反映して適用することが求められています。

セクション3では、2024年3月31日時点におけるIASBの作業計画を取り上げています。

セクション4では、2024年3月31日までの間にEYが公表したIFRSに関する出版物、ビデオ及びポッドキャストから有用なものを掲載しています。

¹ IFRS - IFRS®解釈指針委員会のアップデート

EYのナレッジ

ニュースレター

IFRS Developments

不定期刊公開草案や新基準、審議会の状況など重要な影響を及ぼす案件の解説をタイムリーに提供しています。

IFRS 保険アラート

新たな基準の公表に向けてプロジェクトが進行中の保険契約について、月次で審議の進捗状況を解説します。

メールマガジン

IFRSメールマガジン

変化し続けるIFRSの最新動向や基準の解説などを、多角的にタイムリーにお伝えします。定期配信は1か月に1回。号外配信もあります。

ビデオ配信

IFRSウェブキャスト

動画による重要論点解説シリーズ(オンデマンド)

最新版は基本財務諸表プロジェクトについて、IFRSデスクメンバーが解説しています。

eラーニングで学ぶIFRSベーシック

IFRSと日本基準の違いを、短時間で効率的にウェブ学習ができます。貴社グループの経理担当者向けIFRS教育に最適です。

IFRSの主要25テーマについて、その概要と、日本基準との違いを重点的に学習することができ、短時間で効率的にIFRSの全体像を把握することができます。

貴社のeラーニング環境や想定利用者数などに応じて、別途お見積りいたします。お気軽にご相談ください。

本eラーニングに関する詳細やお問合せは、こちらのウェブサイトからお願いいたします。

https://www.ey.com/ja_jp/financial-accounting-advisory-services/e-learning-ifs-basic

IFRS関連ツール

IFRS開示チェックリスト

IFRS財務諸表の作成準備にお役立てください。



IFRS連結財務諸表記載例

IFRSに基づく連結財務諸表の日本語による記載例です。

2024年6月30日現在で公表され、2024年2月29日以後開始する事業年度に適用されるIFRSに基づいています。

この出版物のシリーズとして、期中財務報告、特定のセクター及び業界に特化した財務諸表の例についても現在、以下が刊行されています。

その他の財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱うその他の財務諸表記載例を提供しています。弊法人の財務諸表記載例シリーズは、次のとおりです。

- ▶ 優良工業株式会社- Alternative Format
- ▶ 農業業版財務諸表記載例(優良工業株式会社/上記財務諸表記載例)
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例
- ▶ 銀行版財務諸表記載例(英語版のみ)(2023年12月)
- ▶ 生命保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 損害保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例(2021年)
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例(2021年12月)
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例

日本基準と国際財務報告基準(IFRS)の比較



二つの基準の相違点について、現在の実務において一般的と考えられる相違点にできる限り焦点を絞り、会計分野ごとに概説します。

この冊子の記載は、2022年9月30日時点で有効な基準に基づきます。

IFRS「新収益認識」の実務 -影響と対応- (中央経済社)



本書では、IFRS第15号について、実務上の影響及び適用上の検討ポイントを解説しています。現行IFRS及び日本基準の規定との差異、現行実務との差異についても説明しています。また、日本企業を念頭に置いたさまざまな異なる状況における設例を設けて、新たな収益認識基準における取扱いを詳説しています。

書籍

国際会計の実務 (第一法規)



EYのIFRSグループによるIFRS解説書。本書で取り上げているものも含め、すべての基準書及び解針書の適用方法についての例も示しています。世界的に首尾一貫したベースでIFRSを理解・解釈するために、信頼のおける実務的なガイダンスを提供しています。

IFRS「新リース基準」の実務 -オンバランスの過程を読み解く- (中央経済社)



本書では、IFRS第16号「リース」につき、日本や諸外国での導入時に問題となったポイントを盛り込み、適用上の留意点を解説しています。実務で多く見られる論点をQ&Aで解説するとともに、日本基準や米国基準との差異にも言及しています。また、開示項目チェックリストも付しています。

EYのその他の公表物

本書で取り扱っているトピックスに関し、さらに詳細に説明しているEYのその他の公表物については、本書の各セクションで紹介しています。

これらの公表物は、EYのウェブサイトIFRS technical resources | EY - Global (日本語の公表物はIFRSインサイト | EY Japan) からダウンロードすることができます。業種別モデル財務諸表和訳版はEYの担当者にお問い合わせください。

セクション 1: 2024 年 3 月 31 日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書

強制適用日の一覧

新規又は改訂基準書及び解釈指針書	Page	発効日*	以下の各月の最終日に終了する事業年度に最初に適用される。**											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国際的な税制改革－第2の柱モデルルール－IAS第12号の改訂	6	注1	2024	2024	2024	2024	2023	2023	2023	2023	2023	2023	2023	2023
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項付の非流動負債－IAS第1号の改訂	7	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債－IFRS第16号の改訂	8	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
開示: サプライヤー・ファイナンス契約－IAS第7号及びIFRS第7号の改訂	8	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
交換可能性の欠如－IAS第21号の改訂	9	2025年1月1日	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2025
「投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拋出」－IFRS第10号及びIAS第28号の改訂	9	注2												

* 以下の日付以降に始まる会計期間に適用される。

** 基準における特別の規定に基づく早期適用がされていないと仮定する。

注 1: 本改訂は公表後直ちに適用される。第 2 の柱の法人所得税に関する当期税金費用の開示及び法制が発効する前の期間に関する開示は、2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から要求されるが、2023 年 12 月 31 日以前に終了する期中報告期間については適用されない。

注 2: IASB は 2015 年 12 月に、当該改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出されるまで無期限に延期している。



国際的な税制改革—第2の柱モデルルール— IAS 第12号の改訂

本改訂は公表後直ちに適用されるが、一定の開示要求はその後に適用される。

主な規定

IASBは2023年5月に、IAS第12号の改訂を公表し、IAS第12号に、第2の柱の法人所得税に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び開示に関する強制的な一時的例外措置を導入した。

本改訂は、適格国内ミニマム・トップアップ課税ルールをはじめ、経済協力開発機構(OECD)が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定された(又は実質的に制定された)税法から生じる法人所得税にIAS第12号が適用されることを明確にしている。そのような税法及びそれから生じる法人所得税は、「第2の柱の法制」及び「第2の柱の法人所得税」と称される。

開示

本改訂は、第2の柱の法人所得税に関係する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及びそれらに関する情報の開示に本例外措置を適用している旨を、企業に開示するよう求めている。

企業は、当該法制が発効されている期間においては、第2の柱の法人所得税に関する当期税金費用(収益)を区別して開示することが求められる。

本改訂は、第2の柱の法制は(実質的に)制定されているが未だ発効していない期間について、財務諸表利用者が企業の第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを理解するのに役立つ既知の又は合理的に見積り可能な情報の開示を求めている。これらの要求事項を遵守するためには、企業は、報告期間末時点の第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示しなければならない。

移行措置

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及びそれに関する情報の開示の一時的な例外措置、ならびにその適用を開示する要求事項は、本改訂の公表後直ちにかつ遡及的に適用される。

第2の柱の法人所得税に関する当期税金費用(収益)の開示及び法制が発効する前の期間に関する開示は、2023年1月1日以降に開始する事業年度から要求されるが、2023年12月31日以前に終了する期中報告期間については適用されない。

EYのその他の公表物

[Applying IFRS: 国際的な税制改革—第2の柱の開示 2023年11月 EYG No. 011096-23Gbl](#)

[IFRS Developments 第218号: IAS 第12号の修正: 国際的な税制改革 第2の柱モデルルール EYG No. 005193-23Gbl](#)

[IFRS Developments 第214号: IAS 第12号の修正前における第2の柱の法人所得税の会計処理 EYG No. 03721-23Gbl](#)

[IFRS Developments 第211号: 国際的な税制改革—第2の柱モデルルール IAS 第12号の修正案 EYG No. 000670-23Gbl](#)

[IFRS Developments 第210号: 国際課税ルール BEPS2.0 第2の柱導入に伴うIASB プロジェクト EYG No. 010707-22Gbl](#)

[IFRS Developments 第203号: OECD BEPS 第2の柱—GloBEルール: 会計上の影響 EYG No. 006235-22Gbl](#)



負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債—IAS 第1号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASBは2020年1月及び2022年10月、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を公表した。本改訂は、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるものである。

本改訂により、以下が明確化される。

- ▶ 決済を延期する権利が意味するもの
- ▶ 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと
- ▶ 分類が、企業が決済を延期する権利を行使する可能性の程度には影響されないこと
- ▶ 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融商品である場合にのみ、負債の契約条件がその分類に影響しないこと
- ▶ 開示

決済を延期する権利

IASBは、負債の決済を延期する企業の権利が、「将来のコベナンツ条項」(遵守することが要求されるのが報告期間後のみであるコベナンツ条項を指す。)の遵守を条件とする場合には、企業は、報告期間の末日時点でそれらのコベナンツ条項を遵守していなくても負債の決済を延期する権利を有しているものと決定した。さらにIASBは、IAS第1号第72B項の要求事項が融資の取決めから生じる負債のみに対して適用されることを明示した。

報告期間末日時点で存在

本改訂はまた、報告期間の末日時点で存在していなければならないとされる権利に関する規定は報告日以前に企業が遵守することを求められているコベナンツ条項に適用され、契約条件に準拠しているかの貸手による判定が報告期間の末日以後に実施されるか否かは判定に影響しないことを明確化している。

経営者の予想

IAS第1号第75A項が追加され、「負債の分類は、企業が当該負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を行使する可能性の程度には影響されない」ことが明確化されている。すなわち、短期に決済するという経営者の意図が分類に影響を与えることはない。

この取り扱いが、財務諸表の公表が承認される時点で決済が生じている場合であっても同様である(負債は非流動負債に分類される)。しかし、こうした状況において、企業は利用者が企業の財政状態への影響を理解できるように、決済時期に関する情報を開示する必要がある場合がある。

「決済」という用語の意味

IASBは、負債の「決済」が何を意味するのかを明確化するために、IAS第1号に第76A項及び第76B項を付け加えた。IASBは、負債の決済と企業の資源の流出とを結びつけることが重要であると結論付けた。

企業の自己の資本性金融商品による決済は、負債の流動又は非流動の分類の目的上は決済とみなされるが、次に述べられる1つの例外が存在する。

転換オプションが負債、もしくは負債の一部として分類される場合、資本性金融商品の移転は、流動負債又は非流動負債への分類目的の観点からは負債の決済となる。転換オプション自体が資本性金融商品に分類される場合にのみ、負債が流動負債であるか非流動負債であるかの判断において、自己の資本性金融商品による決済は考慮対象外となる。

従前の基準と同じであるが、借入のロールオーバーは、既存の負債の延長と考えられ、したがって「決済」を表すものではないと考えられる。

開示

追加されたIAS第1号76ZA項により、融資の取決めから生じた負債が非流動に分類され、決済を延期する権利が12か月以内の将来の特約条項への準拠に左右される場合に、企業はその旨を開示することが求められる。この開示には、コベナンツ条項及び関連する負債に関する情報、さらにそうしたコベナンツ条項の遵守が困難であることを示唆する事実及び状況に関する情報を含まなければならない。

移行措置

本改訂は遡及適用しなければならない。早期適用は認められるが、その旨を開示しなければならない。ただし、2020年改訂を早期適用する企業は、2022年改訂も適用しなければならない、またその逆の場合も同様である。

影響

2020年改訂と2022年改訂の複合的な影響は実務に影響を及ぼす。したがって、企業は当該改訂が既存の融資の取決めや今後計画されている融資の取決めに及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。当該検討に際しては、本改訂は遡及適用が必要である点に十分留意されたい。

EYのその他の公表物

[IFRS Developments 209号:IASBが特約条項\(コベナンツ条項\)付非流動負債の分類の要求事項を改訂\(2022年11月更新\)](#)
EYG No. 009933-22Gb1

[IFRS Developments 第159号:負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂\(2020年7月更新\)](#) EYG No. 000391-20Gb1



セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債—IFRS 第 16 号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASB は 2022 年 9 月に、「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (IFRS 第 16 号の改訂)」を公表した。

IFRS 第 16 号「リース」の改訂は、セール・アンド・リースバック取引から生じるリース負債を測定する際に売手である借手が適用する規定を定めている。本改訂により、セール・アンド・リースバック取引の売手である借手は、保持する使用権に関するいかなる利得又は損失も認識されることがなくなる。

セール・アンド・リースバック取引の開始日後に売手である借手は、リースバックから生じる使用権資産については IFRS 第 16 号第 29 項から第 35 項を、リースバックから生じるリース負債には IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用する。第 36 項から第 46 項を適用するにあたり、売手である借手は、保持する使用権資産に関係する利得又は損失の額を認識することがない方法により「リース料」又は「改定後のリース料」を算定する。これらの規定を適用したとしても、IFRS 第 16 号の第 46 項(a)の要求に従って、売手である借手がリースの部分的又は全面的な解約に関係する利得又は損失を純損益に認識することを妨げられることはない。

本改訂はリースバックから生じるリース負債の測定に関する具体的な要求事項を定めていない。リースバックから生じるリース負債の当初測定において、売手である借手が結果として、IFRS 第 16 号の付録 A のリース料の一般的な定義とは異なる「リース料」を算定する可能性がある。売手である借手は、IAS 第 8 号に従って目的適合性及び信頼性を有する情報につながる会計方針を策定し適用する必要がある。

移行措置

売手である借手は本改訂を2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用しなければならない。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

売手である借手は、適用開始日後に締結したセール・アンド・リースバック取引についてはIAS第8号に従って本改訂を遡及適用する(すなわち、本改訂は適用開始日より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引には適用されない)。適用開始日とは、企業が最初にIFRS第16号を適用した事業年度の期首を指す。

EY のその他の公表物

[IFRS Developments 206 :IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関しIFRS 第 16 号を改訂](#)

(2022 年 9 月) EYG No. 008269-22Gbl

開示: サプライヤー・ファイナンス契約—IAS 第 7 号及びIFRS 第 7 号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASB は 2023 年 5 月に、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂を公表した。

本改訂は、現行の要求事項を補完する開示要求を規定し、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債、キャッシュ・フロー及び流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響について、財務諸表利用者が理解する上で役立つことを意図している。

特徴

本改訂はサプライヤー・ファイナンス契約の特徴を明確にしている。そうした契約では、1 つ又は複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負っている金額を支払う。企業は、契約条件に従い、資金供給者が企業の仕入先に支払を行うのと同じ日又はそれより後の日に、当該金額を資金供給者に決済することに同意する。

開示要求

本改訂では、サプライヤー・ファイナンス契約が負債及びキャッシュ・フローに与える影響に関する情報を提供するように求めている。例えば、そうした契約の契約条件、報告期間の期首及び期末時点におけるそうした契約に関連する負債の定量的情報、そうした契約に関する帳簿価額の非資金変動の種類及び影響などである。そうした契約に関する情報は、個々の契約の契約条件が類似していない又は独自のものである場合を除き、集約して開示することが求められる。IFRS 第 7 号により求められる流動性リスクに関する定量的開示に関連して、開示を提供する際に考慮するかもしれない他の要因の例として、サプライヤー・ファイナンス契約が含まれた。

移行措置

本改訂は、2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その場合には、その旨を開示する。

本改訂は当該事業年度の期首時点における比較情報及び定量的情報ならびに期中開示について、移行に伴う免除措置を定めている。

EYのその他の公表物

[IFRS Developments Issue 217: Supplier finance arrangements - new disclosure requirements \(May 2023\) EYG No. 005172-23Gbl](#)



交換可能性の欠如—IAS第21号の改訂

2025年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASBは2023年8月に「交換可能性の欠如(IAS第21号の改訂)」を公表した。

本改訂は、ある通貨が交換可能であるかどうかをどのように評価すべきか、また、交換可能性が無い場合にどのように直物為替レートを決定すべきかを明らかにしている。

ある通貨が他の通貨に交換可能であると考えられるのは、企業が一定の時間枠内(通常の事務的な遅延は許容される)で、かつ、交換取引により強制可能な権利及び義務が生じる市場又は交換メカニズムを通じて、他の通貨を入手できる場合である。

ある通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業は測定日現在の直物為替レートを見積る必要がある。直物為替レートを見積る際の企業の目的は、支配的な経済状況下で測定日現在において市場参加者の間で行われた秩序ある取引に適用されたであろうレートを反映することである。本改訂では、調整なしの観察可能な為替レート又は他の見積技法を使用することができるとしている。

開示要求

ある通貨が他の通貨に交換可能でないために、企業が直物為替レートを見積っている場合、当該通貨が他の通貨に交換可能でないことが、企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているか(又は与えると見込まれるか)について、企業は財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する。

移行措置

本改訂は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その場合には、その旨を開示する。

本改訂を適用する際、企業は比較情報を修正再表示してはならない。

EYのその他の公表物

[*IFRS Developments Issue 220: Amendments to IAS 21: Lack of Exchangeability \(September 2023\) EYG No. 008283-23Gb*](#)

投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は抛出—IFRS第10号及びIAS第28号の改訂

IASBは2015年12月に、持分法に関するリサーチ・プロジェクトに基づく改訂が最終化されるまで、本改訂の発効日を延期することを決定した。なお、早期適用は引き続き認められる。

主な規定

本改訂は、投資者が関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は抛出することにより、子会社に対する支配を喪失する場合の取扱いについて、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号「関連会社及び共同支配企業への投資」の間で会計処理に矛盾があることに対処するものである。

本改訂により、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの移転がIFRS第3号「企業結合」に定義される事業を伴う場合に、利得又は損失の全額が認識されることが明確にされた。一方で、事業を構成しない資産の売却又は抛出が行われる場合には、その結果生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識される。

移行措置

本改訂は将来に向かって適用する。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

影響

本改訂により、実務上のばらつきが実質的に解消され、財務諸表作成者はこうした取引に首尾一貫した原則を適用することができるようになることが意図されている。

ただし、事業の定義を適用する際には判断が求められ、このような判断を伴う取引においては事業の定義を慎重に検討する必要がある。

セクション 2: IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定 (2023 年 1 月 1 日以降)

IFRS 解釈指針委員会が審議した特定の論点は、IASB の IFRIC アップデートにおいて「解釈指針委員会アジェンダ決定」として公表されている。アジェンダ決定には、解釈指針委員会のアジェンダとして採用されなかった論点が、その理由とともに公表されている。解釈指針委員会はこうした論点の一部について、関連する基準をどのように適用すべきかに関する情報及び説明資料を提供している。アジェンダ決定が公表される前に、IASB 審議会は、アジェンダ決定に反対するかどうかを尋ねられる。4 名以上の審議会メンバーが反対した場合、当該アジェンダ決定は公表されず、IASB によってどのように取り扱うかが決定される。

アジェンダ決定(付随する説明資料を含む)は、IFRSの規定を追加したり変更したりするものではないものの、当該説明資料の権威はIFRS基準から生じるものである。したがって、企業は、関連するアジェンダ決定における説明資料をも考慮して、IFRS基準を適用する必要がある。

下記の表は、2023年1月1日から2024年3月31日までの期間において解釈指針委員会がアジェンダに加えなかったトピックの概要を示したものである。2023年1月1日より前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRSアップデート」を参照されたい。解釈指針委員会により審議されたすべての項目とその結論の全文については、IASBのホームページのIFRICアップデートに掲載されている。²

IFRS解釈指針委員会によれば、「アジェンダ決定の公表プロセスにおいて提供される説明的資料は、それがなければ利用可能でなく、また、入手することが合理的に見込めなかった新しい情報を提供することが多い。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。IASBは、当該決定を行い、変更後の会計方針を適用するための十分な時間(例えば、企業は新しい情報を入力したり、変更するためにシステムを修正したりすることが必要となる場合がある)が企業に与えられることを見込んでいる」とされている。

アジェンダ決定	関連する基準	日付
リースの定義—入替えの権利	IFRS 第 16 号「リース」	2023 年 4 月
仲介者からの未収保険料	IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」	2023 年 10 月
従業員に提供される住宅及び住宅ローン		2023 年 10 月
デリバティブ契約に対する保証	IFRS 第 9 号「金融商品」	2023 年 10 月
個別財務諸表における親会社と子会社との合併	IAS 第 27 号「個別財務諸表」	2024 年 1 月

² IFRIC アップデートのリンク先: <http://www.ifrs.org/news-and-events/updates/ifric-updates/>.

セクション 3:IASB 作業計画

下記の表は、2024年3月31日時点におけるIASBの作業計画に含まれているプロジェクトについてスケジュールを示したものである。

IASB プロジェクト	次のマイルストーン	予定時期
適用上の論点		
引継期間中の継続雇用を条件とする支払(IFRS 第3号)	アジェンダ決定	2024年4月
気候関連コミットメント(IAS 第37号)	アジェンダ決定	2024年4月
報告セグメントに係る収益及び費用の開示(IFRS 第8号)	アジェンダ決定に対するフィードバック	
維持管理プロジェクト		
公開草案「IFRS for SMEs 会計基準第3版」に対する補遺	公開草案	2024年4月
金融商品の分類及び測定に関する改訂	最終の改訂	2024年5月
IFRS 会計基準の年次改善-原価法(IAS 第7号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-信用リスクの開示(IFRS 第7号に付随する設例の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-「事実上の代理人」の判定(IFRS 第10号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示(IFRS 第7号に付随する適用ガイダンスの改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-認識の中止に係る利得又は損失(IFRS 第7号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-初度適用企業によるヘッジ会計(IFRS 第1号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-借手におけるリース負債の認識の中止(IFRS 第9号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
IFRS 会計基準の年次改善-取引価格(IFRS 第9号の改訂)	最終の改訂	2024年第3四半期
財務諸表における気候関連及びその他の不確実性	プロジェクトの方向性を決定	2024年4月
電力購入契約	公開草案	2024年5月
引当金-的を絞った改善	公開草案	2024年下半年
公的説明責任のない子会社:開示基準の更新	公開草案	2024年第3四半期
超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用(IAS 第21号)	公開草案	2024年第3四半期

IASB プロジェクト	次のマイルストーン	予定時期
リサーチ・プロジェクト		
共通支配下の企業結合	プロジェクトの要約	2024 年 4 月
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー	フィードバックステートメント	2024 年下半期
IFRS 第 9 号の適用後レビュー-減損	フィードバックステートメント	2024 年第 3 四半期
基準設定及び関連プロジェクト		
企業結合-開示、のれん及び減損	公開草案に対するフィードバック	2024 年下半期
開示に関する取組み-公的説明責任のない子会社: 開示	IFRS 会計基準	2024 年 5 月
動的リスク管理	公開草案	2025 年上半年期
持分法	公開草案	2024 年下半期
資本の特徴を有する金融商品	公開草案に対するフィードバック	2024 年 5 月
経営者による説明	プロジェクトの方向性を決定	2024 年第 2 四半期
基本財務諸表	IFRS 会計基準	2024 年 4 月
料金規制対象活動	IFRS 会計基準	2025 年
IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー	IFRS for SMEs 会計基準	2024 年下半期

セクション 4: EY の出版物、ビデオ及びポッドキャスト

下記の表は、2024 年 3 月 31 日までの間に EY が公表した IFRS に関する出版物、ビデオ及びポッドキャストから有用なものを掲載したものである。

EY Core Tools

[International GAAP® 2024](#)

[IFRS 連結財務諸表記載例 2024 年版](#)

[Good Group \(International\) Limited - Alternative Format December 2023](#)

[IFRS 期中連結財務諸表記載例 2024 年版](#)

[International GAAP® Disclosure Checklist for Annual Financial Statements](#)

[International GAAP® Disclosure Checklist for Interim Financial Statements](#)

Good Group (International) Limited is supplemented by illustrative financial statements that are aimed at specific sectors and circumstances, which are listed in the Introduction.

Applying IFRS

[IFRS S1 号及び IFRS S2 号の解説](#)

[仕入先から受領する支払の会計処理](#)

[FICE プロジェクトの進展](#)

[IASB continues to develop its DRM accounting model](#)

[国際的な税制改革一第 2 の柱の開示 2023 年 11 月](#)

[気候変動の会計処理 2023 年 8 月](#)

[Accounting considerations related to economic volatility](#)

[IAS 34 interim reporting in 2023 - disclosures on IFRS 17 and IFRS 9](#)

[IFRS 9 Post Implementation Review - progress to date](#)

[Accounting for SPACs \(Updated January 2023\)](#)

[The IASB has outlined its proposed new dynamic risk management accounting model](#)

[会計方針の開示 2022 年 9 月](#)

[Financial instruments with characteristics of equity \(FICE\)](#)

[ウクライナにおける戦争に係わる会計処理上の考慮事項 2022 年 3 月](#)

[IBOR Reform \(Updated December 2021\)](#)

[Accounting by holders of crypto-assets \(Updated October 2021\)](#)

[Energy Transition: carbon capture and storage accounting considerations](#)

[Energy Transition - lease considerations in respect of power purchase agreements](#)

[Accounting for cloud computing costs](#)

[Impairment for lessees that plan to reduce the use of real estate](#)

IFRS Developments

[第 222 号 IASB が IFRS 第 3 号と IAS 第 36 号の改訂を提案](#)

[221: Hyperinflationary economies \(Updated October 2023\)](#)

[220: Amendments to IAS 21: Lack of Exchangeability](#)

[219: IASB issues Request for Information for the PIR of IFRS 15](#)

[第 218 号 IAS 第 12 号の修正: 国際的な税制改革 第 2 の柱モデルルール](#)

[217: Supplier finance arrangements - new disclosure requirements](#)

[216: IFRS IC agenda decision: Definition of a Lease – Substitution Rights \(IFRS 16 Leases\)](#)

[215: Hyperinflationary economies \(Updated April 2023\)](#)

[第 214 号 IAS 第 12 号の修正前における第 2 の柱の法人所得税の会計処理](#)

[第 213 号 IASB の公開草案 IFRS 第 9 号の分類及び測定規定の改訂案](#)

[第 212 号 開示規定を開発するための新たなガイダンス](#)

[第 209 号 IASB が特約条項\(コベナント条項\)付非流動負債の分類の要求事項を改訂](#)
[208: IASB considers IFRS IC Agenda Decision: cash received via electronic transfer](#)
[第 206 号 IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関し IFRS 第 16 号を改訂](#)
[205: IASB proposes to update the IFRS for SMEs Accounting Standard](#)
[204: Third Agenda Consultation - IASB issues Feedback Statement](#)
[第 203 号 OECD BEPS 第 2 の柱—GloBE ルール: 会計上の影響](#)
[202: IASB concludes Post-implementation Review of IFRS 10, IFRS 11 and IFRS 12](#)
[199: Accounting for trees held to generate carbon offsets for use or sale](#)
[第 196 号 IFRS 財団が国際サステナビリティ基準審議会を設立](#)
[195: IFRS IC tentative agenda decision: cash received via electronic transfer](#)
[194: Subsidiaries without public accountability: disclosures](#)
[第 193 号 棚卸資産の販売に要するコスト](#)
[第 192 号 IASB が経営者による説明に係わる新しいフレームワークを提案](#)
[第 191 号 IASB がリース及び廃棄義務に係わる繰延税金の会計処理を明確化](#)
[187: The Disclosure Initiative - IASB amends the accounting policy requirements](#)
[第 186 号 2021 年 2 月 IASB が「会計上の見積り」を定義](#)
[184: IASB issues Exposure Draft on regulatory assets and regulatory liabilities](#)
[第 183 号 2021 年 1 月 継続企業の前提—IASB が開示に関する留意点を公表](#)
[182: Agenda Decision on reverse factoring](#)

その他の出版物

[Insurance Accounting Alert September 2023](#)
[IFRS adopted by the European Union \(31 December 2022\)](#)
[Interim reporting and IFRS 17](#)
[US GAAP v. IFRS: The Basics](#)

ビデオ

[Regulatory assets and regulatory liabilities](#)

ポッドキャスト

[What to know about rehabilitation provisions in mining and metals](#)
[How ESG risks and opportunities impact mining and metals](#)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 000230-24Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp